

第一条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項第十号の二に掲げる食品にあっては、次の各号に掲げる事項を店舗の見やすい箇所に表示しなければならない。

一 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある
二 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨

この府令は、平成二十三年十月一日から施行する。

平成二十三年九月二十日
総務大臣 川端 達夫

消防法施行規則の一部を改正する省令
(消防法施行規則の一部改正)

第一条 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)の一部を次のように改正する。

第六号の二「第五条第十項若しくは第十三条第一項中「第五条第十項若しくは第十六項」を「第五条第十一項若しくは第十七項」に改める。

(特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正)

第二条 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第六項を「第五条第十一項若しくは第十七項」に改める。

第六項「第五条第十一項若しくは第十七項」を「第五条第十一項若しくは第十七項」に改める。

この省令は、平成二十三年九月二十六日から施行する。

省令

〇総務省令第百二十号
消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)の規定並びに危険物の規制に関する政令(昭和三十一年政令第三百六号)第九条第一号(同令第九十九条第一項において準用する場合を含む)の規定に基づき、消防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十日
総務大臣 川端 達夫

消防法施行規則の一部を改正する省令
(消防法施行規則の一部改正)

第一条 消防法施行規則(昭和三十一年自治省令第六号)の一部を次のように改正する。

第六号の二「第五条第十項若しくは第十三条第一項中「第五条第十項若しくは第十六項」を「第五条第十一項若しくは第十七項」に改める。

(特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正)

第二条 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第六項を「第五条第十一項若しくは第十七項」に改める。

第六項「第五条第十一項若しくは第十七項」を「第五条第十一項若しくは第十七項」に改める。

この省令は、平成二十三年九月二十六日から施行する。

〇財務省令第百六十四号
財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)第十七条第二項及び第二十四条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十日
財務大臣 安住 淳

財務省組織規則の一部を改正する省令
(平成二十三年財務省令第一号)

財務省組織規則の一部を改正する省令
の一部分を次のように改正する。

別表第三天船渡の項中「西磐井郡 東磐井郡」を「西磐井郡」に改める。

別表第九一関の項中「東磐井郡」を削る。

この省令は、平成二十三年九月二十六日から施行する。

規則

〇会計検査院事務分掌及び分課規則の一部分を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年九月二十日
総務大臣 川端 達夫

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件
(危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部改正)

第一条 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する。

第三十二條第五号中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。

第二条 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(平成十八年総務省告示第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二條中「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

この告示は、平成二十三年十月一日から施行する。

〇厚生労働省令第百二十四号
診療報酬の算定方法(平成二十一年厚生労働省告示第六十号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)平成二十一年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十日
厚生労働大臣 小宮山 洋子

別表に第27部として次のように加える。

即

ツメノコシ錠33mg	33.40	33.30mg 1錠	43.60
ツメノコシ錠80mg	43.60	80mg 1錠	43.60
ツメノコシ錠33mg	33.40	33.30mg 1錠	43.60
ツメノコシ錠80mg	43.60	80mg 1錠	43.60

〇告示第百四十二号
危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総務省令第五十五号)第二十八條の十六第二号(同令第二十八條の十九第四項及び第二十八條の第二十一項)を「同条第二十二項」に改める。

〇告示第百四十二号
危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総務省令第五十五号)第二十八條の十六第二号(同令第二十八條の十九第四項及び第二十八條の第二十一項)を「同条第二十二項」に改める。

〇告示第百四十二号
危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総務省令第五十五号)第二十八條の十六第二号(同令第二十八條の十九第四項及び第二十八條の第二十一項)を「同条第二十二項」に改める。

〇告示第百四十二号
危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総務省令第五十五号)第二十八條の十六第二号(同令第二十八條の十九第四項及び第二十八條の第二十一項)を「同条第二十二項」に改める。

〇告示第百四十二号
危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総務省令第五十五号)第二十八條の十六第二号(同令第二十八條の十九第四項及び第二十八條の第二十一項)を「同条第二十二項」に改める。